

第 4 次将来構想計画

(案)

平成 2 7 年 1 2 月

枚方寝屋川消防組合

将来構想計画策定委員会

<目 次>

I 章	はじめに	1 P
II 章	これまでの将来構想計画等の総括	1 P
第 1 節	将来構想計画（平成 11 年度～平成 15 年度）	
第 2 節	第 2 次将来構想計画（平成 16 年度～平成 20 年度）	
第 3 節	消防経営戦略プラン（平成 19 年度～平成 23 年度）	
第 4 節	第 3 次将来構想計画（平成 23 年度～平成 27 年度）	
III 章	第 4 次将来構想計画の概要及び基本目標	4 P
第 1 節	計画の概要	
第 2 節	基本目標策定の視点	
第 3 節	本消防組合の現状と課題	
第 4 節	基本目標と消防行政指標	
IV 章	基本計画	15 P
第 1 節	基本計画策定の視点	
第 2 節	基本計画及び施策の内容	
V 章	今後の消防体制と健全な財政基盤の確立	23 P
第 1 節	今後の消防体制	
第 2 節	職員数定員適正化計画（職員採用計画を含む。）	
第 3 節	計画期間中の財政の見通し（財政収支計画）	
第 4 節	第 4 次将来構想計画の進行管理	

I 章 はじめに

阪神淡路大震災から 20 年が経過し、その間、毎年のように地震や風水害など様々な災害が全国各地で発生し、中でも平成 23 年に発生した東日本大震災では、経験したことのない未曾有の大惨事となり、今なお復興に向けた取り組みが行われているところです。

そうした中で、高い確率での発生が予測されている南海トラフ巨大地震をはじめ地球温暖化の影響による局地的集中豪雨や巨大化する台風など災害に対する消防・防災機関の役割は、ますます重要なものとなっています。

また、防火対象物が多様化、特殊化する中で、火災事案も大規模化、複雑化する傾向にあり、迅速かつ的確な災害現場活動を行い、消防の責務を十分に果たしていくとともに、時代に即した火災予防対策が求められています。

一方、我が国の人口は、平成 20 年をピークとして減少局面に入っており、枚方・寝屋川両市(以下「両市」という。)でも同様の傾向であり、人口減少がもたらす深刻な人手不足により地域社会の様々な基盤の維持が今後困難になってくることが予測される中、持続可能な消防体制の確保が必要であり、併せて市町村の消防の広域化が進められています。

そのため、本消防組合では、将来構想計画をはじめとする様々な計画を策定し、それらの計画に従って、行財政改革を進めながら、消防力の充実や地域の防災力の強化に努めてきました。

こうした状況の下、第 4 次将来構想計画は、本消防組合が策定するすべての計画の基礎となる最上位計画として、両市の「めざすまちの姿(将来像)」とそれを実現するための施策の方向や主要な取り組みを示したものであり、これまで以上に消防行政サービスの向上を目指すものです。

II 章 これまでの将来構想計画等の総括

第 1 節 将来構想計画(平成 11 年度～平成 15 年度)

本消防組合では、平成 9 年度に策定した行政改革大綱との整合を図りながら、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現をめざし、平成 11 年度から平

成 15 年度までの 5 年間を計画期間とした将来構想計画を策定しました。

同計画では、本消防組合の消防行政の目標を初めて「5 分消防」「5 分救急」体制と定め、消防情報システムの更新により、通報から指令までの時間短縮に努めました。また、枚方東消防署北山出張所の新設や枚方東消防署北山・氷室両出張所と寝屋川消防署神田出張所への救急係の新設に取り組んだ結果、消防救急体制の整備に一定の成果を収めました。

しかしながら、かつて経験したことがない厳しい財政状況の下、先送りとなった枚方消防署中宮出張所及び寝屋川消防署秦出張所の建て替え事業については、単に老朽化による建て替えではなく、署所の適正配置や配置車両の見直しなど様々な視点に立って次期将来構想計画で検討することになりました。

第 2 節 第 2 次将来構想計画(平成 16 年度～平成 20 年度)

平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間を計画期間とした第 2 次将来構想計画では、本消防組合がめざす「まちの姿」を「安全で安心して暮らせるまち」と定め、それを実現していくために、具体的でわかりやすい「消防行政指標」による目標を設定し、様々な施策に取り組みました。

社会経済情勢が一段と厳しさを増し、両市では、市税収入の減少などにより財政状況が危機的状況に陥る中で、本消防組合では、平成 20 年 4 月に職員数 697 人以内の達成を目標に掲げ、消防総務事務の民間等への委託や出張所長制度の廃止、各種消防車両の整理など消防力の抜本的な見直しを行いました。

一方、川越出張所への救急車の配備をはじめ消防本部・枚方本署合同庁舎と寝屋川本署庁舎の耐震補強や大規模災害・特殊災害対策の整備、消防法違反の防火対象物の是正体制の整備など警防・救急・予防の各分野の充実にも努めました。

しかしながら、枚方消防署中宮出張所と寝屋川消防署秦出張所の建て替え計画をはじめドクターカーシステムや大規模震災時における耐震性防火水槽の整備などは、実現に至らず、第 3 次将来構想計画の課題へと引き継ぐことになりました。

第 3 節 消防経営戦略プラン(平成 19 年度～平成 23 年度)

消防経営戦略プランは、厳しい財政状況を克服し、本消防組合の指針である第 2 次将来構想計画を実現していくために、経営戦略を展開し、新しい時代にふさわしい行財政システムを生み出していくことを目的として、平成 19 年度に平成 23 年度までの 5 年間を計画期間として策定しました。

同プランでは、両市域における今後の消防力(施設・車両・人員)の在り方や最低限確保しなければならない消防力を示しながら、本消防組合のめざすべき将来像を明らかにした上で危機管理整備計画をはじめ職員数定員適正化計画(職員採用計画)や財政の見通し(財政収支計画)を示しました。

また、指令機能を有する消防本部庁舎の整備に取り組んでいくことを示すとともに、PA 連携活動(※参照)の開始や高度救助隊の創設、住宅用火災警報器の設置促進など危機管理体制の整備に取り組みました。

一方、構成両市の負担金の適正化を図るために、市民一人あたりの消防費や市民千人あたりの職員数などの指標を用いて、本消防組合と類似する消防本部との比較を行い、枚方消防署伊加賀出張所の機能を枚方消防署本署と同中振出張所に統廃合しました。

しかしながら、指令機能を有する消防本部庁舎の整備や地域防災リーダーの育成などの課題については、第 3 次将来構想計画で取り組む課題としました。

※ PA 連携活動とは、「5 分救急」体制の確保や救命率の向上を図るため、心肺停止(CPA)状態等の救急事案に対し救急車(Ambulance)に加えて AED を積載した消防ポンプ自動車(Pumper)を同時に出動させ、傷病者の救出、救護処置を迅速に行うことを目的とした消防隊と救急隊の連携活動であり、双方の頭文字から「PA」と名付けたものです。

第 4 節 第 3 次将来構想計画(平成 23 年度～平成 27 年度)

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間とした第 3 次将来構想計画では、「消防防災体制の再構築」を基本目標に掲げ、両市の防災活動拠点を整備するため、指令機能を有する新消防本部庁舎を建設し、併せて消防情報システム及び消防救急デジタル無線の整備を実現しました。

また、消防の広域化のスケールメリットを生かしていくため、本消防組合と

交野市消防本部との間で消防指令業務の共同運用を開始しました。

「救急体制の充実整備」として、枚方東消防署長尾出張所及び寝屋川消防署西出張所に新たに救急車を配備するとともに、築 40 年以上が経過し老朽化が著しい秦出張所の大規模改修を行い、救急車を新たに配備し、救急専用ステーションとして再構築しました。

「火災予防・保安体制の整備」として、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」のいわゆる産業保安 3 法に基づく許認可事務等の権限を大阪府から移譲を受けました。

権限移譲にあたっては、人員増を伴うことなく効率的に実施していくため、各消防署で実施している危険物許認可事務と併せて消防本部で一括して処理する組織体制を構築しました。

職員の大量退職に伴い世代交代が急激に進む中、署警備課の交替制勤務部門の係制度(消防係・救急係・救助係)を廃止し、担当制を導入し、弾力的で柔軟な組織体制を構築するとともに、実情に即した新人材育成計画を策定し、若手職員の人材育成に力を注ぎました。

本計画では、消防経営戦略プランで定める職員数 660 人から 15 人を削減し、目標職員数(消防力)を 645 人以内と定め、計画期間中における職員数定員適正化計画を盛り込むとともに、財政収支計画を策定しました。

Ⅲ章 第 4 次将来構想計画の概要及び基本目標

第 1 節 計画の概要

(1) 計画の位置付け

① 両市の消防力の在り方の指針

本計画は、消防組織法第 1 条に規定する消防の任務を達成するための両市の消防力の在り方の指針となるものです。

消防組織法第 1 条

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

② 消防行政運営の指針

本計画は、本消防組合の総合的かつ計画的な消防行政運営の指針であり、本消防組合の最上位計画と位置付けるものです。

(2) 計画の構成及び期間

本計画は、基本目標、基本計画及び事業計画で構成し、その期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年を計画期間とします。

① 基本目標

両市の総合計画における基本構想を踏まえ、本消防組合の将来の目標及び基本的施策の大綱を定めます。

② 基本計画

基本目標の具体化を図るために、施策目標、施策の方向等を総合的かつ体系的に示します。

③ 事業計画

基本計画に基づく具体的な事業の内容、実施時期・期間及び事業費等をまとめた計画であり、各担当課で5年間における計画を作成します。なお、毎年度、財政状況等を踏まえて事業計画を必要に応じて修正します。

第2節 基本目標策定の視点

第4次将来構想計画の基本目標の策定にあたっては、以下の基本的な視点を踏まえた計画とします。

- ① 市民生活の安全と安心の確保に向け、市民の目線に立ちながら、消防行政サービスの向上をめざす計画とします。
- ② 火災、救急、救助など各種災害の発生状況を勘案しながら、消防に求められている市民ニーズを的確に把握し、本計画に反映します。
- ③ 今後高い確率での発生が予測されている南海トラフ巨大地震をはじめ大規模災害や集中豪雨など不測の事態に対応していくため、消防団や自主防災組織、事業所等地域との連携を一層深めながら、地域の防災力の強化を図ることができる計画とします。
- ④ 限られた人員で様々な災害に迅速かつ適切に対応していくため、組織体制を検証しながら、柔軟な体制に向け整備を図ります。また、職員の大量退職

に伴い、引き続き、職員の人材育成を推進します。

- ⑤ 効率的で効果的な消防行政運営を念頭に置いた計画とします。

第3節 本消防組合の現状と課題

(1) 本消防組合の位置

本消防組合は、地方自治法第284条第1項の規定に基づく一部事務組合であり、枚方市及び寝屋川市をもって組織されています。

本消防組合を構成する枚方市と寝屋川市は、京都、大阪を結ぶルートของほぼ中間に位置し、また、淀川に沿う地理的条件から、古くから交通の要衝として発展してきました。

特に、高度経済成長期においては、住宅地域を中心とする典型的な大都市の衛星都市として急激な人口の増加をみましたが、近年、人口増加は落ち着き、ほぼ横這いで推移しています。

現在の交通網は、東にはJR学研都市線並びに第二京阪道路及び同沿道（一般国道1号京都南道路・大阪北道路）、西には京阪電鉄本線及び国道1号（一般国道1号枚方バイパス・寝屋川バイパス）が管内を縦断しています。

面積は89.82㎢（枚方市65.12㎢、寝屋川市24.70㎢）であり、東西約12.0km、南北約17.7kmです。

(2) 本消防組合の沿革

本消防組合は、昭和23年3月7日の自治体消防発足に合わせて、枚方市、寝屋川町、交野町及び津田町で構成する枚方市外3ヶ町消防組合としてスタートし、翌年には交野町と津田町が脱退し、昭和24年9月に現在の名称となり、その後、昭和26年5月に寝屋川町の市制施行で寝屋川市となり、昭和30年10月には津田町が枚方市へ編入合併され、現在に至っています。

発足当初は、1消防本部1消防署3消防出張所でしたが、昭和40年代の高度経済成長の影響により住宅建設が進み、管内人口が急激に増加したことに伴い、昭和50年代に消防出張所を10ヶ所建設、整備し、現在では、1消防本部3消防署15消防出張所となっています。

(3) 本消防組合の人口推移

枚方市の人口については、平成21年をピークに減少に転じ、微減傾向が

続いています。将来人口推計では、平成 35 年には平成 25 年と比べて約 14,400 人減少します。また、65 歳以上の比率は、平成 25 年の 23%から平成 35 年には 28.6%となり、少子高齢化が更に進んでいくことが予測されています。

一方、寝屋川市では、平成 7 年をピークに人口減少が続いている中で、第五次総合計画では、平成 32 年には 22 万人を割り込むものと予測されています。特に、年齢別人口においては、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合が低下し、老年人口（65 歳以上）の割合が上昇していく見込みとなっています。

こうした両市の推計から、本消防組合の管内人口はこれからも減少が続き、また、少子高齢化が更に進んでいくことが予測されます。

そのため、本将来構想計画の策定にあたっては、こうした社会情勢を勘案しながら、本消防組合がめざす「まちの姿」や将来像を実現するための施策の方向性を示すことが必要です。

(4) 各種災害の発生状況の検証

① 火災発生状況と課題

本消防組合で発生した過去 3 カ年の火災概況は、次表のとおりです。

本消防組合における過去 3 カ年の火災概況

年	消防組合 火災件数	枚方市火災件数					寝屋川市火災件数				
		総数	内 訳				総数	内 訳			
			建物	林野	車両	その他		建物	林野	車両	その他
平成24年	203件	111件	54件	0件	15件	42件	92件	51件	0件	7件	34件
平成25年	215件	129件	55件	0件	16件	58件	86件	39件	0件	7件	40件
平成26年	193件	105件	57件	0件	11件	37件	88件	44件	0件	3件	41件

また、本消防組合と人口密度や山林面積の割合で類似する 36 消防本部（以下「類似消防本部」という。※参照）と比較した状況は、次表のとおりです。

※ 類似消防本部については、全国の消防本部のうち人口 20 万人以上 150 万人以下の 138 消防本部数について調査（全国消防長会で取りまとめている消防現勢のデータを使用）し、また、人口要件だけではなく、市街地の状況、すなわち人口密度や山林面積の割合等について考慮し、抽出しています。

本消防組合と類似消防本部との火災状況の比較

項 目	本消防組合	類似消防本部
出火率(市民1万人あたりの火災件数)	3.0件	2.7件
火災出動から現場到着までの所要時間(平均)	3分32秒	4分25秒
建物火災1件あたりの焼損床面積	19.8㎡	23.7㎡
建物火災による市民1万人あたりの死者数	0.08人	0.07人
市民1万人あたりの放火又は放火の疑いの件数	1.2件	0.8件

以上のとおり、本消防組合では、類似消防本部と比較して出火率が高い一方、火災出動から現場到着までの所要時間の平均は、類似消防本部より短く、焼損床面積も低い数値となっていることから、本消防組合の消防活動は、比較的高いレベルの効果をあげています。

なお、火災による被害軽減を図っていくためには、引き続き、戸建て住宅への住宅用火災警報器の設置促進や電池切れ等の維持管理の徹底など火災予防に力点を置いた取り組みを進めていくことが必要です。

また、類似消防本部と比較して放火又は放火の疑いによる件数も多いことから、具体的な放火防止対策への取り組みが求められます。

② 救急発生状況と課題

本消防組合で発生した過去3ヵ年の救急概況は、次表のとおりです。

本消防組合における過去3ヵ年の救急概況

年	消防組合救急件数			枚方市救急件数			寝屋川市救急件数		
	件数	1日平均	市民1万人あたりの件数	件数	1日平均	市民1万人あたりの件数	件数	1日平均	市民1万人あたりの件数
平成24年	30,357件	83件	465件	18,080件	49件	441件	12,256件	33件	505件
平成25年	31,364件	86件	483件	18,688件	51件	457件	12,643件	35件	524件
平成26年	32,422件	89件	500件	19,191件	53件	471件	13,191件	36件	548件

※消防組合件数には、管外に出動した件数を含みます。

また、本消防組合と類似消防本部と比較した状況は、次表のとおりです。

本消防組合と類似消防本部との救急状況の比較

項 目	本消防組合	類似消防本部
市民1万人あたりの救急件数	500件	483件
出動から現場到着までの所要時間(平均)	4分53秒	5分14秒
救急出動から病院到着までの所要時間	32分29秒	34分37秒
救急出動件数に占める軽症者の割合	64.2%	50.4%

救急発生状況について、本消防組合では、救急件数は類似消防本部よりやや多い状況ですが、救急出動から救急現場や病院到着までの所要時間の平均は、類似消防本部より短い状況であり、本消防組合の救急活動は、比較的高い効果をあげています。

しかしながら、両市の人口が減少しているにもかかわらず、救急車の出動件数は、年々増加傾向にあり、この原因として、高齢化の進展や市民ニーズの多様化などが考えられます。

本計画期間中も救急需要の増加が予測されることから、引き続き、救急体制の充実強化に取り組んでいくことが必要です。

また、本消防組合では、類似消防本部と比較して軽症者の搬送割合が高いことから、救急車の適正利用について、引き続き市民に呼びかけるとともに、救急車が到着するまでの空白を埋め、救命率を向上させていくため、市民への応急手当のより一層の普及や高齢者等災害時要配慮者への予防救急の普及を図るなど救急指導体制を強化することが必要です。

一方、CPA(心肺停止)状態の傷病者の場合は、医療機関に搬送されるまでの救命処置等応急手当の有無が救命率や病後の社会復帰に大きく影響するため、救急医療に力点を置いた施策に取り組んでいくことも必要です。

(5) 消防力の検証

本消防組合の消防力については、本消防組合を取り巻く環境や両市の状況等を踏まえながら、総務省消防庁の「消防力の整備指針(※参照)(以下「整備指針」という。)」や類似消防本部との比較など様々な角度からの検討が必要であり、署所施設数、消防車両数及び職員数に区分して検証します。

※ 整備指針は、消防組織法第 37 条の「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。」という規定に基づき、消防庁告示として制定されています。この整備指針は、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においては、その保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものです。

① 署所施設数の状況と課題

本消防組合の消防署所数の状況及び消防力の整備指針・類似消防本部との比較

項 目 ※平成27年4月現在	消防組合	消防力の整備指針		類似消防本部	
		整備目標数	充足率	平均数	比較
消防署所数	18署所	20署所	90.0%	16署所	+ 2署所
1署所あたりの管轄人口	35,908人	—	—	42,345人	△6,437人
1署所あたりの管轄面積	5.0km ²	—	—	8.1km ²	△ 3.1km ²

本消防組合の消防署所数は、整備指針より少なく、類似消防本部より多い状況です。また、本消防組合の1署所あたりの管轄人口は、類似消防本部より少ない状況です。

本消防組合では、これまで構造改革の一環として出張所を廃止してきた経緯がありますが、引き続き管内情勢を把握し、様々な角度から検証を行いながら、両市の消防力を確保していくため、消防署所数は現状の水準を維持することが必要です。

② 消防車両数の状況と課題

本消防組合の消防車両数の状況及び消防力の整備指針・類似消防本部との比較

項 目 ※平成27年4月現在	消防組合	消防力の整備指針		類似消防本部	
		整備目標数	充足率	平均数	比較
消防ポンプ自動車	20台※	32台	62.5%	21台	△ 1台
はしご自動車	4台	3台	133.3%	6台	△ 2台
化学自動車	3台	1台	300.0%	3台	± 0台
救急自動車	17台	16台	106.3%	15台	+ 2台
救助工作車	4台	4台	100.0%	4台	± 0台

※消防ポンプ自動車には、水槽車と伊加賀分室配置の消防ポンプ車を含みます。

本消防組合の消防車両数は、消防ポンプ自動車を除き、整備指針に充足している状況です。

消防車両数についても、整備指針との比較の下、はしご自動車や化学自動車などを削減し、消防車両数の適正化に努めてきました。

今後も、本消防組合の消防車両数については、本計画における事業計画と整合を図りながら、効率的で効果的な消防力を維持していくため、引き続き検証していくことが必要です。

③ 職員数の状況と課題

第3次将来構想計画における消防力と消防力の整備指針との比較

項 目		消防組合	消防力の整備指針	
			整備目標数	充足率
警 防 要 員	消防隊員 ※1	297人	465人	63.9%
	救急隊員	126人	156人	80.8%
	救助隊員	45人	52人	86.5%
	指揮隊員	27人	29人	93.1%
	本部通信員	27人	28人	96.4%
予防要員		55人	59人	93.2%
庶務要員 ※2		68人	68人	100.0%
職員数合計		645人	857人	75.3%
市民千人あたりの職員数		1.00人	—	—
毎日勤務職員数		111人	—	—
交替制勤務職員数		534人	—	—

※1 消防隊員には、消防署の通信員を含みます。

※2 庶務要員には、構成市からの派遣職員を含みますが、消防学校入校中の新規採用職員を除きます。

※3 短時間勤務の再任用職員は含みません。

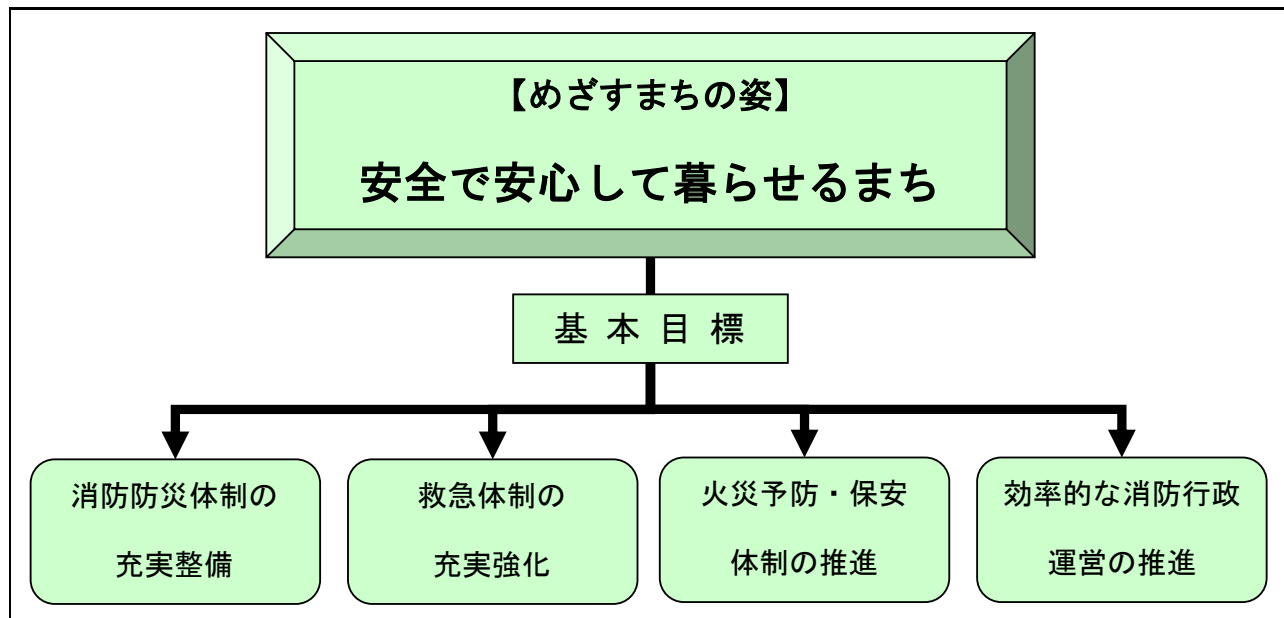
本消防組合の職員数は、整備指針の整備目標数とは大きくかけ離れていますが、充足率は全国平均の76.5%とほぼ同率です。

特に、消防ポンプ自動車数が整備指針では多く求められているため、消防隊員数の整備指針での充足率は60%台と低い状況であり、このことは、全国の消防本部も同様の状況です。

また、平成26年の整備指針の改正により、救急自動車の整備目標数が引き上げられたことにより、従前の充足率と比較して救急隊員数が整備目標数より少ない状況であり、今後、救急体制の充実強化が必要です。

第4節 基本目標と消防行政指標

本消防組合では、前将来構想計画と同様に両市の総合計画に基づき、本消防組合が「めざすまちの姿」を「安全で安心して暮らせるまち」と定め、その実現に向け、基本目標と取り組みの基本方向を示します。



【消防行政指標】

「安全で安心して暮らせるまち」を実現していくためには、本計画で掲げる課題にしっかりと取り組んでいくことが大切です。

そのためには、基本目標に対する目標を設定し、その効果を測る基準を明確にすることが必要であり、市民や事業所の関係者に対し、可能な限り数字で評価可能な、具体的でわかりやすい消防の指標を示すことにより、一層効果的にこの計画に掲げる目標の達成度を明らかにすることができるものと考えます。

各指標については、毎年、現況や達成度を調査し、進行管理を行うとともに、指標の在り方や目標数値の設定などについて検討を行っていくものとします。

基本目標1 消防防災体制の充実整備

【基本方向】

高度経済成長に伴い、両市の人口が昭和40年から昭和50年にかけて急増し、消防署や出張所の多くが同時期に建設された中で、防災活動拠点の整備の観点から中長期的な各署所の建て替え整備計画を策定します。

火災をはじめ各種消防事故が発生した場合、被害を最小限に抑えていくた

め、引き続き「５分消防」体制を維持します。

また、職員の大量退職に伴い若手職員への世代交代が進む中、災害現場における迅速かつ的確な消防活動体制を確保し災害による被害を軽減するため、実践的な訓練施設を整備するとともに、警防マニュアルを完成します。

両市からの消防団事務の一部移管に伴い、これまで以上に消防団との連携強化を図るとともに、自主防災組織への指導、支援体制を推進することにより、両市の地域の防災力の強化を図ります。

一方、大規模災害時における水利の確保や局地的集中豪雨等による排水処理など水に対する対策を推進します。

【消防行政指標】

- (1) 消防ポンプ車が出動してから現場に到着するまでの所要時間(目標値: 5 分)
- (2) 建物火災による市民 1 万人あたりの死者数(目標値: 国・大阪府の平均値を下回る値)

基本目標 2 救急体制の充実強化

【基本方向】

人口減少に反して年々救急需要が増大する中で、これまでの救急車の現場到着時間に焦点を当てるのではなく、病院到着までの医療行為を含めた総括的な救急活動に重点を置きながら、救急医療体制の確立をめざします。

傷病者の救命率や社会復帰率を向上させていくため、試行的に実施している医師同乗システムをさらに充実し、救命救急センターとの連携を強化するとともに、引き続き、各種救命講習会を通じて市民への応急手当の普及活動を促進します。また、管内に設置されている A E D の活用促進を図るとともに、高齢化に伴い増加する認知症サポート体制の推進や家庭内事故防止など予防救急体制の整備に努めます。

【消防行政指標】

- (1) 救急車を呼んでから病院に到着するまでの所要時間(目標値: 国・大阪府の平均値を上回る値)
- (2) 救急搬送した CPA(心肺停止状態)患者の救命率(目標値: 国・大阪府の平均値を上回る値)

基本目標 3 火災予防・保安体制の推進

【基本方向】

査察・違反処理体制を推進するとともに、特に重大な消防法令違反のある防火対象物の公表制度を実施します。

一般建物や事業所からの火災を未然に防ぎ、火災による被害を軽減するため、防火安全対策を推進します。

一方、平成 24 年度から権限移譲を受けた産業保安 3 法に係る事務体制を検証するとともに、危険物許認可事務に係る査察体制の再構築を図ります。

限られた職員数で最大の効果をあげていくため、予防課員及び警備課員が予防業務を円滑に遂行できるように、新消防情報システムを活用したモバイル査察を推進し、また、審査や検査など予防事務に係る統一基準を策定し、予防業務の整備を図ります。

【消防行政指標】

- (1) 違反事項の是正率(目標値：100%)
- (2) 住宅用火災警報器の設置率(目標値：100%)

基本目標 4 効率的な消防行政運営の推進

【基本方向】

社会経済情勢に好転の兆しがあるものの、今後も少子高齢化の進展等により、両市の市税収入の大幅な回復が見込めない状況の下、本計画における警防・救急・予防の各分野の様々な施策を実現させていくためにも、職員数の適正化を図るとともに、各種消防業務の点検、見直しを行いながら、効率的な消防行政運営を進めます。

また、最少の職員数で最大の効果をあげることができるよう、総務事務の一部の管理者市への委託を進めながら柔軟な組織体制を構築するとともに、引き続き職員の能力開発など人材育成に重点を置いた取り組みを展開します。

再任用制度について、雇用と年金の接続を図るため任用する再任用職員については、職員定数との調整を図りながら、定員管理を整理します。

一方、市民の意見やニーズを消防行政に反映していくため、必要に応じて

積極的にパブリックコメントを実施し、消防広報・広聴体制を充実します。

【消防行政指標】

- (1) 市民千人あたりの職員数(目標値：類似消防本部の平均値を下回る値)
- (2) 本消防組合ホームページへのアクセス率(目標値：今年度値／前年度値の1.0を上回る値)

IV章 基本計画

第1節 基本計画策定の視点

本消防組合では、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざし、4つの基本目標を達成していくために、15の基本計画を定め、施策別に計画を進めます。

この基本計画を実現するため、その時々のお市の財政状況等を踏まえて施策の優先順位を判断し、施策の手法、内容、時期等を具体化する、実現可能性の高い事業計画を策定し、事業の推進を図ります。

第2節 基本計画及び施策の内容

めざす まちの姿	基 本 目 標	基 本 計 画 (施策別計画)
安全で 安心して 暮らせる まち	1 消防防災体制の充実整備	(1) 消防防災拠点の整備
		(2) 警防体制の充実整備
		(3) 地域の防災力・災害予防の充実強化
		(4) 大規模災害・特殊災害対策の整備
		(5) 消防通信・指令体制の充実整備
	2 救急体制の充実強化	(1) 救急医療体制の充実強化
		(2) 予防救急体制の充実強化
	3 火災予防・保安体制の推進	(1) 査察・違反処理体制の推進
		(2) 防火安全対策の推進
		(3) 保安体制の充実整備
	4 効率的な消防行政運営の推進	(1) 組織機構・体制の再構築
		(2) 職員の人材育成と資質の向上
		(3) 計画的な行財政運営の推進
		(4) 消防広報体制の充実整備
		(5) 安全衛生管理体制の充実整備

基本目標 1 消防防災体制の充実整備

(1) 消防防災拠点の整備

本消防組合では、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて建設された消防署や出張所が多く、建て替えには多額の経費を要することから、当該署所の中長期的な整備計画を策定します。特に、昭和 46 年に建設された枚方消防署については、枚方市駅周辺再整備ビジョンと連携しながら、同署の移転を含めた整備を検討します。また、整備指針に基づき、大規模震災等により消防本部庁舎の機能が不能になった場合の代替機能について検討します。

第 3 次将来構想計画期間中に行った基本・実施設計に基づき、築後 50 年が経過し老朽化が進む枚方消防署中宮出張所の建て替え事業に着手します。

新消防本部庁舎への消防指令センター移転後の旧緊急情報管理センターについて、女性消防吏員の職場環境を整えるなど同庁舎の整備を行います。

職員の大量退職に伴い急速に世代交代が進み、経験の浅い若手職員の災害対応能力の低下が懸念される中、火災防ぎょ活動をはじめ救助や特殊災害活動など多種多様な災害に対応できる幅広い訓練施設を整備します。

(2) 警防体制の充実整備

様々な火災現場において、特に炎上火災の場合、迅速かつ適切な消火活動が求められます。そのため、第 3 次将来構想計画期間中において全ての消防ポンプ車を水槽を備えたミニタンク車に整備完了したことから、同車を効果的に活用した消防戦術を確立し、各種火災の初期段階での制圧を目指します。

本消防組合では、3 消防署に救助隊を配置し、45 人の救助隊員で救助業務に当たっており、そのうち 1 隊を高度救助隊として平成 21 年 4 月に発足し、現在に至っています。今後、救助体制をより充実強化していくため、当該高度救助隊に管理職員を配置し、他の救助隊を牽引する指導的救助隊として再整備するとともに、緊急消防援助隊としての役割を担うこととします。

両市域での水難事故への対応を強化していくため、枚方消防署本署の消防小隊を潜水業務等の専門隊として、また、平成 26 年度に配備した遠距離大量送排水システム（ハイドロサブシステム）を取り扱う特殊装備消防小隊として再編します。

若手職員の警防技術や知識の向上を図るとともに、様々な災害現場におけ

る部隊活動を標準化し、警防活動・警防業務に関する基準を明確化していくため、第3次将来構想計画から作成してきた警防マニュアルを本計画期間で完成します。また、消防小隊の警防技術の向上に向け、消防担当に対する調査業務を中長期的な視野に立って整理します。

(3) 地域の防災力・災害予防の充実強化

本消防組合と両市消防団とのより一層の連携強化に向け、平成27年度から両市の消防団事務の一部を本消防組合に移管しましたが、事務の執行体制を確立するとともに、今後も計画に基づき、残りの事務の移管を進めます。

大震災等大規模災害による被害を軽減するためには、自主防災組織や自治会などでの自主的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めることが必要であり、本消防組合では、両市の危機管理担当部局や両市消防団等と連携を図りながら、地域防災リーダーを育成します。

また、消防団をはじめ各地域とのつながりや連携を強化していくため、消防署や出張所に配置した管理司令を中心に地域に密着した活動を積極的に展開します。

一方、総務省消防庁が推進する消防の広域化に基づき、本消防組合と交野市消防本部との間で平成27年度から実施している消防指令業務の共同運用について、その効果を検証しながら、近隣消防本部とのさらなる広域消防体制の強化に向け検討を進めます。

(4) 大規模災害・特殊災害対策の整備

整備指針に基づき、大震災や風水害時等に消防本部や消防署所が災害活動拠点としての機能を失った場合、他の消防署所や公共施設等を活用して災害応急対策の機能を維持できる代替施設を確保するための計画を策定します。

大規模災害時において消火栓が使用不能となった場合の水利の確保として耐震性防火水槽の設置を促進していくため、両市と協議するとともに、大規模災害や山林火災等における消火栓等の水利の代替機能として平成26年度に枚方消防署と寝屋川消防署に配備した遠距離大量送排水システムを枚方東消防署にも配備し、集中豪雨による冠水時の排水等にも活用します。

一方、水道管等の経年劣化による消火栓の改修や耐震性を有する消火栓の整備についても両市水道局に働きかけます。

(5) 消防通信・指令体制の充実整備

新消防情報システムを円滑かつ効率的に運用していくため、情報指令課員によるシステム運用管理体制を整備します。

また、新システムでは、高所カメラやヘリコプター画像伝送装置等の新たな装備を追加したことから、指令管制マニュアルの作成やシステム取り扱い訓練等を通じて指令管制業務の充実強化を図ります。

災害活動現場における無線による情報伝達の正確性・効率性を図るため、計画的に整備してきたアナログ方式の 400MHz 帯署活動系携帯無線機については、様々な災害現場においてその有効性が実証されたところです。そのため、小隊内や各小隊間の通信体制のさらなる強化を図り、また、隊員の安全管理を強化するため、当該携帯無線機を増配備します。

救急車が到着するまでの間、119 番通報者に適切な救命活動の実施を指示していくため、情報指令課員による口頭指導体制を整備し、推進します。

基本目標 2 救急体制の充実強化

(1) 救急医療体制の充実強化

高齢化社会の進展や疾病構造の変化等により全国的に救急件数が増加していることから、整備指針の改正により救急車の必要台数が増加され、本消防組合では、16 台となり、現状の 15 台から不足している状況です。

こうした状況の下、本消防組合では、今後も救急需要の増加が見込まれるため、5 人体制で火災及び救急事案に対応している枚方東消防署長尾出張所と寝屋川消防署神田出張所の運用を見直し、専任の救急小隊を配備し、消防小隊との 2 隊運用とします。

なお、枚方消防署中宮出張所への救急車の配備については、本計画期間中における救急需要の動向を検証しながら、今後の検討課題とします。

関西医科大学附属枚方病院の救命救急センターにおける救急救命士等の救急隊員研修と併せて、同センターのドクターを救急車に同乗させ救命活動を行う医師同乗システムを試行的に実施し、実施結果を検証してきました。今後は、重篤傷病者の救命率や社会復帰率の向上に向け、C P A (心肺停止状態)等の重篤な事案や集団災害等多数傷病者事案等が発生した場合

には、同センターを基点として出動するドクターカーシステム体制の構築を検討します。

また、救急出動件数に占める軽症者の割合が6割を超える中、緊急性の高い傷病者に迅速に対応するため、引き続き救急車の適正利用に向けた様々な取り組みを推進します。

バイスタンダー事業として、救急現場に居合わせた人が応急手当を実施した際に「応急手当実施感謝カード（通称、勇気こころのカード）」を配付します。また、応急手当による感染等を補償する保険制度を導入することによりバイスタンダーへのフォローを行い、応急手当の実施率の向上を図ります。

両市域に配置されているAEDの配置場所や使用可能時間帯等を調査し、マップ（仮称：ひらねAEDマップ）として作成します。また、広く市民のAEDの使用を促すため、ステッカーをAED設置施設に配付するなど、AEDが誰でも使用可能であることを市民に周知する取り組みを行います。

また、各消防署から選抜された救急小隊による本部大会（仮称：救急技術指導会）を実施し、救急隊員の手技や知識をレベルアップさせることにより救急体制の強化を図ります。

(2) 予防救急体制の充実強化

現在、小学4年生から6年生を対象に実施している「PUSH～いのちの授業」を中学校や高校まで段階的に対象を拡大します。併せて地域のコミュニティにも裾野を広げます。

高齢化の進展とともに認知症患者数が増加する中、認知症への理解を深めていくことが求められており、本消防組合の消防職員に対し認知症サポーター養成講習を計画的に受講させることを通じて認知症患者への適切な対応力を養います。

家庭内で発生頻度の高い事故を防止していくため、様々な救急現場で遭遇した具体的事例を基にリーフレット等を作成し、各種イベント時に配布するとともに、出前講座やホームページ等を活用するなど、事故防止を啓発します。

基本目標 3 火災予防・保安体制の推進

(1) 査察・違反処理体制の推進

建物を利用する利用者の安全確保を図るため、重大な消防法令違反がある防火対象物の公表制度を実施します。

査察・違反是正業務を効率的かつ効果的に推進するため、新消防情報システムの導入に伴い運用を開始したモバイル査察を充実します。また、査察マニュアルや違反処理マニュアルを作成し、職員研修を充実するとともに、違反是正推進担当を中心とした違反是正指導体制を構築します。

(2) 防火安全対策の推進

有床診療所防火対策自主チェックシステムの活用や防火管理者による自主検査を推進するとともに、用途に応じた訓練マニュアルの作成等により消防訓練を活性化させるなど、事業所の自主管理体制の確立を図ります。

住宅用火災警報器の維持管理や未設置世帯への設置促進に加え、住宅用消火器等の住宅用防災機器の設置促進や防災製品の普及促進を行うとともに、放火防止対策を進めるなど、総合的な住宅防火対策を推進します。

予防業務の様々な課題に対応するため、消防同意審査事務や消防検査事務を見直すとともに、消防用設備等の統一した消防検査基準を策定し、予防業務の整備を図ります。

第3次将来構想計画期間中に改革を行った防火委員会や少年消防クラブの運営体制について、引き続き検証を行いながら、一層の充実を図るとともに、幼年消防クラブのクラブ員の育成方法の在り方などを検討します。

(3) 保安体制の充実整備

消防本部で実施している危険物施設の査察を各消防署において実施している防火対象物の査察と一括して効率的に処理する組織体制を構築します。

平成24年度から大阪府から移譲を受けた産業保安3法事務について、円滑な事務の遂行ができるよう、各種マニュアルを作成するとともに、各種研修を通じて修得した知識や経験をフィードバックすることにより担当職員を育成する体制を構築します。

危険物及び産業保安施設を有する事業所に対する研修会の実施や啓発リーフレット等の作成、配布などによる積極的な予防広報活動を通じて、事業

所の自主保安体制の構築を推進します。また、これらの施設に対し目標を定めて立入検査と違反是正を推進し、法令適合施設の割合を高めます。

国の震災対策ガイドラインに沿った大規模震災時における事業所と消防機関との連携体制を促進するため、各種広報媒体等を通じ事業所への周知を図ります。

計画的な職員研修を実施しながら、危険物及び産業保安に関する知識や経験を有する職員の人材育成に努めます。

基本目標 4 効率的な消防行政運営の推進

(1) 組織機構・体制の再構築

職員の大量退職に伴い若手職員への世代交代が急激に進む中、多種多様な業務を経験させることにより、幅広い人材育成が必要です。そのため、署警備課の交替制勤務部門で導入した担当制を完全実施し、より一層弾力的で柔軟な組織体制を構築します。

消防司令以下の特定消防職員について、平成 31 年度の退職者から無年金期間が発生するため、再任用制度の再構築を図るとともに、再任用職員の定員管理を整理します。

本計画における目標職員数(消防力)については、救急体制の充実強化を図っていくため、毎日勤務職員の削減を行いながら、第 3 次将来構想計画で定めた職員数 645 人から 10 人を増加し、655 人以内とするとともに、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 ヶ年を計画期間とする職員数定員適正化計画に基づき、職員を計画的に採用します。また、総務省消防庁が全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率を平成 38 年度当初までに 5 %に引き上げることを共通目標として示したことから、それに向けた取り組みを行います。

事務の効率化を図り、職員数を削減していくため、総務事務の制度を管理者市に準拠しながら、職員給与、厚生、契約及び会計等の総務事務の一部を枚方市に委託します。なお、職員給与制度については、国家公務員準拠を基本とした上で、総務省消防庁が推進する公安職や消防職給与など本消防組合の給与制度の在り方について検討します。

(2) 職員の人材育成と資質の向上

今後の退職者数と消防業務の遂行に必要な各種資格者数との整合を図りながら、新人材育成計画を検証し、必要に応じて人材育成基本方針や職員研修計画を時代に即した内容に見直します。

(3) 計画的な行財政運営の推進

計画期間中における健全な財政運営を推進するための指標となる財政収支計画に基づき、本計画に掲げる各課題に取り組みます。

また、両市の財政状況や消防組合を取り巻く環境の変化を注視しながら、毎年度事業計画を精査し、効率的で効果的な財政運営をめざします。

保存書類の電子化により限られた保存スペースの有効利用を図るとともに、決裁処理を簡素化することにより事務の迅速化を図り、業務管理体制を強化します。

(4) 消防広報体制の充実整備

本消防組合への市民の理解や信頼を確保していくため、両市広報紙や本消防組合のホームページだけではなく、地域に密着した各署所を基点とした広報体制を構築します。

市民への広報体制を充実していくためには、消防組合への市民の声や意見を的確に把握することが必要です。そのため、各種研修会や住宅防火診断、火災予防運動などのあらゆる機会を通じて、本消防組合の事業に対するアンケート調査を実施するとともに、市民生活に深く関わる計画等に対してパブリックコメントを実施するなど、広聴体制の強化を図ります。

本消防組合が実施する防火管理講習会や各種救命講習等の事業に対する市民からの申請や申し込み等の簡略化を行い、負担を軽減していくため、本消防組合のホームページを通じてインターネットによる電子申請の環境を整備します。

(5) 安全衛生管理体制の充実整備

職員の身近な健康相談体制、メンタルヘルス対策及び災害現場活動において発生する惨事ストレスへの対策を確立し、安全衛生管理体制を整備します。

また、これらに関する研修会を実施するとともに、外部の専門機関との連携体制を確立します。

V章 今後の消防体制と健全な財政基盤の確立

第1節 今後の消防体制

本計画の4つの基本目標である「消防防災体制の充実整備」、「救急体制の充実強化」、「火災予防・保安体制の推進」及び「効率的な消防行政運営の推進」にそれぞれ掲げる各課題に取り組んだ後の本消防組合の消防体制については、次項の表のとおりとなります。

同表の今後の消防体制【消防力】については、整備指針で示されている整備目標数を参考にしながら、本消防組合と類似消防本部の消防力を比較、検証を行った上で、本計画期間中において確保しなければならない消防力の数値を示したものです。

今後の消防体制における主な内容として、特に市民ニーズが高い救急サービスを充実していくため、枚方東消防署長尾出張所と寝屋川消防署神田出張所の救急隊員を専任化し、災害活動現場に係る警防要員(交替制勤務職員)を増員しています。

一方、各種消防業務の見直しや創意工夫により、毎日勤務の職員数を削減します。なお、再任用職員の定員については、別途管理します。

今 後 の 消 防 体 制 【 消 防 力 】

項 目		第 4 次将来構想 計画でめざす 今後の消防力	類似消防 本部の消防力	増減人数
交 替 制 勤 務	消防・救急・救助担当	477人	457人	＋ 20人
	指揮隊員(消防署)	18人	30人	＋ 9人
	本部指揮支援・調査隊	21人		
	本部通信員	27人	31人	△ 4人
	小計(交替制勤務職員数)	543人	518人	＋ 25人
毎 日 勤 務	予防要員	45人	47人	△ 2人
	庶務要員 ※ 1	67人	84人	△ 17人
	小計(毎日勤務職員数)	112人	131人	△ 19人
職員数合計		655人	649人	＋ 6人
市民千人あたりの職員数 ※ 2		1.01人	1.00人	＋0.01人

※ 1 庶務要員には、構成市からの派遣職員を含みますが、消防学校入校中の新規採用職員を除きます。

※ 2 市民千人あたりの職員数については、いずれも平成27年4月現在の人口646,341人で算定し、比較しています。

※ 3 上表には、フルタイムの再任用職員は含みますが、短時間勤務の再任用職員は含んでいません。短時間勤務の再任用職員の定員については、別途管理します。

第 2 節 職員数定員適正化計画（職員採用計画を含む。）

(1) 職員採用計画

本消防組合では、これまで 50 歳以上の職員が毎年大量に退職していく中で、消防経営戦略プランや第 3 次将来構想計画の策定にあわせて、本消防組合の定員管理の基本的な指針となる職員数定員適正化計画を作成し、職員の計画的採用や職員数の適正化に努めてきたところです。

今後の職員数(消防力)については、本計画に掲げる各課題に取り組んだ後の本消防組合の消防体制（消防力）で示す 655 人以内と定めます。

平成 28 年度以降、新規職員を採用しないと仮定した場合、次表のとおり本計画期間終了後の平成 33 年 4 月には、職員数(消防力)が 500 人を割り込み、165 人の職員が不足することになり、勧奨退職等の普通退職を見込むと

さらに不足数は拡大します。

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
必要消防力 A	645	645	655	655	655	655	655
消防力(職員数) B	630	625	597	556	527	506	490
新規採用者数 ※1	26	0	0	0	0	0	0
定年退職者数 ※2	△ 30	△ 28	△ 41	△ 29	△ 21	△ 16	
(B－A)	△ 15	△ 20	△ 58	△ 99	△ 128	△ 149	△ 165

※1 平成27年度の新規採用者数26人のうち1人が前職消防吏員であるため、消防学校には入校せず、4月から配置に就き、平成27年度の消防力(職員数)Bに含んでいます。

※2 平成27年度の定年退職者数には、平成27年9月末日退職の勧奨退職者1人を含んでいます。

前表の職員数の推移を勘案しながら、必要な消防力を確保するため、次の採用計画の作成に係る基本的な考え方に基づき、次表のとおり平成28年度から平成32年度までの5年間にわたり新規職員を計画的に採用します。

【採用計画の作成に係る基本的な考え方】

- ① 安定した消防力を確保することを念頭に置きながら、定年退職に伴う職員の不足数を計画的に採用します。
- ② 新規採用職員については、6ヵ月間にわたる大阪府立消防学校での初任教育が義務付けられているため、このことを十分に考慮した採用計画とし、また、引き続き2期制(4月採用と10月採用)で採用を行い、総人件費の削減に努めます。
- ③ 必要消防力に満たない場合や勧奨退職等の普通退職があった場合については、再任用職員や臨時職員など多様な雇用形態を取り入れながら対応し、職員数の抑制に努めます。ただし、消防力の確保に大きな支障が生じる場合は、当該職員採用計画の見直しについて両市と協議します。

第4次将来構想計画期間中の職員採用計画

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
必要消防力	645	645	655	655	655	655	655
消防力(職員数) ※1	630	625	640	640	640	640	655
新規採用者数 ※2	26	43	41	29	21	31	
定年退職者数 ※3	△ 30	△ 28	△ 41	△ 29	△ 21	△ 16	

※1 消防力(職員数)には、大阪府立消防学校での半年間の初任教育が義務付けられている新規採用職員は含みません。

※2 平成27年度の新規採用者数26人のうち1人が前職消防吏員であるため、消防学校には入校せず、4月から配置に就き、平成27年度の消防力(職員数)に含んでいます。

※3 平成27年度の定年退職者数には、平成27年9月末日退職の勧奨退職者1人を含んでいます。

(2) 再任用職員の定員管理

フルタイムの再任用職員については、655 人以内と定める今後の職員数(消防力)に含めます。

短時間勤務の再任用職員数について、地域の防災力を強化するとともに、応急手当の普及啓発を促進するために設置した地域防災向上センターには14人配置し、また、交野市との消防指令業務の共同運用に伴い、情報指令課には4人配置し、両者の合計数18人以内を定数とします。

なお、勧奨退職等の普通退職に伴い、消防体制の確保に必要な職員数(消防力)655人を下回る場合は、短時間勤務の再任用職員を必要数だけ活用し、対応します。

(3) 今後の課題

枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例に規定している職員定数については、平成4年の改正以来「772人以内」であり、現行の消防力(職員数)と乖離しているため、同定数条例の見直しが必要です。

また、大阪府立消防学校に入校期間中の新規採用職員については、本消防組合の消防行政運営の戦力外となるため、同定数条例の条項の中で新規採用職員数に対する考え方の整理が必要です。

一方、公的年金制度における満額年金の支給開始年齢引き上げ等により、今後、徐々に再任用を希望する職員数の増加が予測されるため、特に、短時間勤務の再任用職員の定員については、今後の消防力(職員数)の職員定数と整合を図ることが必要です。

第3節 計画期間中の財政の見通し（財政収支計画）

本計画に掲げる各課題に取り組みながら、効率的・効果的な財政運営に努めていくためには、財政の見通しを示すことが必要です。

そのため、健全な財政運営を推進するための指標として、本計画期間中の平成28年度から平成32年度までの財政収支計画（歳出計画及び歳入計画＜構成両市負担金等の推移表＞）を次の基本的な考え方にに基づき作成するものです。

【財政収支計画の作成に係る基本的な考え方】

- ① 前節の職員数定員適正化計画で示す今後の職員数（消防力）に基づき、歳出における人件費を算定します。なお、平成28年度以降の人件費については、平成27年度予算額における平均人件費を基に推計するとともに、職員の大量退職に伴う新陳代謝による人件費の減少効果を反映します。
- ② 歳入計画における両市負担金按分比率については、平成28年度及び平成29年度は均等割15%・世帯割42.5%・人口割42.5%、平成30年度以降は均等割15%・世帯割40%・人口割45%で算出します。また、両市の人口等の増減を勘案しながら、過去5ヵ年の平均値から増減率を算出し、推計します。

なお、財政収支計画については、次頁以降の表のとおりです。

枚方寝屋川消防組合歳出計画＜H28年度～H32年度＞

(単位：千円)

項 目	平成27年度 予算額			平成28年度当初予算額			平成29年度当初予算額			平成30年度当初予算額			平成31年度当初予算額			平成32年度当初予算額		
	見込額	増減額	比率 (%)	見込額	増減額	比率 (%)	見込額	増減額	比率 (%)	見込額	増減額	比率 (%)	見込額	増減額	比率 (%)	見込額	増減額	比率 (%)
人件費小計	6,129,486	-215,218	-3.5	5,914,268	421,643	7.1	6,335,911	421,643	7.1	6,162,972	-172,939	-2.7	5,999,675	-163,297	-2.6	5,803,280	-196,395	-3.3
内 訳	一般職 給与等 ※1	5,229,499	-180,418	5,049,081	180,418	3.6	5,229,499	180,418	3.6	5,049,081	180,418	3.6	4,868,662	-180,837	-3.6	4,687,825	-180,837	-3.9
	退職 手当金 ※2	702,200	-34,800	667,400	34,800	5.2	667,400	34,800	5.2	632,600	34,800	5.5	607,800	-24,600	-3.9	583,200	-24,600	-4.2
	報酬等 ※3	17,369	0	17,369	0	0.0	17,369	0	0.0	17,369	0	0.0	17,369	0	0.0	17,369	0	0.0
物件費 ※4	566,805	5,674	1.0	572,479	5,674	1.0	601,479	29,000	5.1	571,479	-30,000	-5.0	601,479	30,000	5.2	601,479	0	0.0
維持補修費 ※5	21,946	0	0.0	21,946	0	0.0	21,946	0	0.0	21,946	0	0.0	21,946	0	0.0	21,946	0	0.0
補助費等 ※6	88,796	0	0.0	88,796	0	0.0	88,796	0	0.0	88,796	0	0.0	88,796	0	0.0	88,796	0	0.0
公債費 ※7	363,651	10,110	2.8	373,761	10,110	2.8	550,012	176,251	47.2	568,997	18,985	3.5	587,875	18,878	3.3	591,040	3,165	0.5
投資的経費 ※8	885,052	-117,252	-13.2	767,800	-117,252	-13.2	103,923	-663,877	-86.5	262,759	158,836	152.8	359,610	96,851	36.9	210,909	-148,701	-41.4
予備費 ※9	10,000	0	0.0	10,000	0	0.0	10,000	0	0.0	10,000	0	0.0	10,000	0	0.0	10,000	0	0.0
歳出合計	8,065,736	-316,686	-3.9	7,749,050	-316,686	-3.9	7,712,067	-36,983	-0.5	7,686,949	-25,118	-0.3	7,669,381	-17,568	-0.2	7,327,450	-341,931	-4.5

※1 一般職給与等については、平成27年度当初予算額における平均人件費を基に職員の大量退職に伴う新陳代謝による人件費の削減効果を勘案して算出しています。

※2 退職手当金については、平成27年度の平均退職手当金を基に算定した額に勧奨退職1人分を加えた額としています。

※3 報酬等については、平成27年度の当初予算額17,369千円で見込んでいます。

※4 物件費については、平成27年度以降に消防情報システム及び消防救急デジタル無線整備に係る維持経費（保守・借上）を見込んでいます。

※5 維持補修費については、平成27年度当初予算額における21,946千円として見込んでいます。

※6 補助費等については、平成27年度の当初予算額88,796千円として見込んでいます。

※7 公債費については、新消防本部庁舎建設、消防情報システム及び消防救急デジタル無線整備並びに消防車両購入に係る起償償還額を勘案して算定しています。なお、元金償還については、消防本部庁舎は3年据置と、消防情報システム及び消防救急デジタル無線については2年据置と、それぞれなっています。

※8 投資的経費については、消防車両の更新計画に基づく各種消防車両の購入費等を勘案して算定しています。

平成27年度に中宮出張所の実施設計13,000千円、平成28年度に建設費200,000千円を見込んでいます。

平成29年度に中振出張所の改修費30,000千円、訓練施設の実施設計11,000千円を見込んでいます。

平成30年度に訓練施設建設費110,000千円を見込んでいます。

※9 予備費については、平成27年度の当初予算額10,000千円として同額を見込んでいます。

枚方寝屋川消防組合歳入計画（構成両市負担金の推移表）＜H28年度～H32年度＞

平成27年8月27日現在 (単位：千円)

項 目	平成27年度 決算見込額	平成28年度 決算見込額	平成29年度 決算見込額	平成30年度 決算見込額	平成31年度 決算見込額	平成32年度 決算見込額
經常経費 (A)	6,698,780	6,560,908	6,987,634	6,782,406	6,673,767	6,439,506
枚方市 負担金						
特別経費 (B) ※1	326,655	295,486	353,438	362,940	372,052	376,411
負担金按分比率 (C) ※2	59.8906%	60.5087%	60.5204%	60.5433%	60.5662%	60.5891%
經常経費負担金 (A×C)	4,011,940	3,969,920	4,228,944	4,106,292	4,042,047	3,901,639
枚方市負担金合計 (A×C+B) ①	4,338,595	4,265,406	4,582,382	4,469,232	4,414,099	4,278,050
寝屋川市 負担金						
特別経費 (D) ※1	226,916	149,103	217,402	226,820	235,844	234,650
負担金按分比率 (E) ※2	40.1094%	39.4913%	39.4796%	39.4567%	39.4338%	39.4109%
經常経費負担金 (A×E)	2,686,840	2,590,988	2,758,690	2,676,114	2,631,720	2,537,867
寝屋川市負担金合計 (A×E+D) ②	2,913,756	2,740,091	2,976,092	2,902,934	2,867,564	2,772,517
交野市負担金 (消防指令業務共同運用) ※3	42,866	42,614	60,474	60,474	60,474	60,474
負担金総額	7,295,217	7,048,111	7,618,948	7,432,640	7,342,137	7,111,041
負担金以外(第2款～第8款)総額 ※4	770,519	700,939	93,119	254,309	327,244	216,409
歳入合計	8,065,736	7,749,050	7,712,067	7,686,949	7,669,381	7,327,450
枚方市						
雑入(再任用職員派遣人件費) ③	13,318	13,318	13,318	13,318	13,318	13,318
負担金総額①+③	4,351,913	4,278,724	4,595,700	4,482,550	4,427,417	4,291,368
寝屋川市						
雑入(再任用職員派遣人件費) ④	5,253	5,253	5,253	5,253	5,253	5,253
負担金総額②+④	2,919,009	2,745,344	2,981,345	2,908,187	2,872,817	2,777,770

◎ 両市へ派遣する再任用職員の人件費相当額（消防組合は雑入で予算措置）を加算した額が両市の負担金総額となります。（平成27年度予算数値採用）

※1 特別経費については、両市がそれぞれ負担する公債費に、枚方市は消防組合に派遣している職員の人件費相当額・中宮出張所建替経費を、寝屋川市は西出張所隣接地の借上料を加算した額となっています。

※2 両市の負担金按分比率については、平成28年度は、平成27年度を基礎とし均等割15%・人口割42.5%・世帯割42.5%（経過措置分）で算出、平成29年度は、平成23～27年度の人口割42.5%・世帯割42.5%の平均増減率0.0117%で算出、平成30年度以降は、平成23～27年度の人口割45%・世帯割40%の平均増減率0.0229%で算出しています。

※3 交野市負担金は、消防指令業務の共同運用に要するものです。

※4 負担金以外（第2款～第8款）総額については、使用料及び手数料、国庫支出金、府支出金、財産収入、寄附金、諸収入、組合債（補正含む）を見込んでいます。

第 4 節 第 4 次将来構想計画の進行管理

本計画の進行管理は、施策評価を基に行い、総合的点検・評価の方法は、次の P D C A サイクルにより実施し、必要に応じて「第 4 次将来構想計画策定委員会」において本計画を見直します。

施策評価では、各事業計画について毎年度実施する事務事業評価や消防行政指標などを活用しながら、基本計画単位で総合的な評価を行います。

施策評価の結果については、より効率的で効果的な施策の推進や見直しに反映します。

なお、本計画の策定及び各事業計画の取組状況については、本消防組合ホームページなどを活用してより広く公表します。

(1) P L A N (計画)

同計画策定委員会において、本計画の策定及び改定を行います。

(2) D O (実行)

各部署において、各事業計画を推進するとともに、本計画で示された目標の達成に向けた取り組みを実施します。

(3) C H E C K (点検)

毎年度、事務事業評価などを通じて取り組みの実績を把握し、点検・評価します。

(4) A C T I O N (見直し)

本消防組合を取り巻く環境の変化や構成両市の財政状況などを踏まえ、必要に応じて同計画策定委員会を開催し、本計画の見直しを行います。

参考資料

第４次将来構想計画策定委員会の構成委員及び会議開催日は、次のとおりです。

＜第４次将来構想計画策定委員会名簿＞

構 成	職 名	氏 名	備 考
委員長	枚方寝屋川消防組合 消防長	藤 中 明 広	
副委員長	枚方寝屋川消防組合 消防次長(総務担当)	分 林 新 吾	
	枚方寝屋川消防組合 消防次長(警防・予防担当)兼予防部長	角 石 信 宏	(H27. 4. 1～)
委 員	枚方市 政策企画部長	岸 弘 克	(H27. 11. 17～)
	枚方市 市民安全部長	佐 藤 伸 彦	
	寝屋川市 財務部長	田 中 英 年	(H27. 7. 10～)
	寝屋川市 危機管理監	岡 本 和 博	(H27. 7. 10～)
	枚方寝屋川消防組合 総務部長	西 口 俊 通	(H27. 4. 1～)
	枚方寝屋川消防組合 警防部長	古 川 昌 純	(H27. 4. 1～)
	枚方消防署長	滝 本 耕 三	
	枚方東消防署長	宮 崎 洋 道	
	寝屋川消防署長	幸 徹	
前副委員長	枚方寝屋川消防組合 消防次長(警防・予防担当)兼警防部長	荒 木 秀 隆	(～H27. 3. 31)
前委員	枚方市 理事	長 沢 秀 光	(～H27. 3. 31)
	枚方寝屋川消防組合 総務部長	丹 羽 隆	(～H27. 3. 31)
	枚方寝屋川消防組合 予防部長	角 石 信 宏	(～H27. 3. 31)
	寝屋川市 理事(人・ふれあい部・まち政策部担当)兼危機管理監	久 本 歩	(～H27. 7. 9)
	寝屋川市 財務部長	荻 野 裕 嗣	(～H27. 7. 9)
	枚方市 理事	山 下 寿 士	(～H27. 11. 16)

＜第４次将来構想計画策定委員会の開催日＞

会 議	開 催 日
第１回委員会	平成 26 年 12 月 17 日
第２回委員会	平成 27 年 10 月 26 日
第３回委員会(書面会議)	平成 27 年 12 月 14 日

参考資料

第４次将来構想計画策定委員会幹事会の構成幹事及び会議開催日は、次のとおりです。

＜第４次将来構想計画策定委員会幹事会名簿＞

構 成	職 名	氏 名	備 考
幹 事 長	枚方寝屋川消防組合 総務部参事兼次長兼総務管理課長	森 本 祐 司	
副 幹 事 長	枚方寝屋川消防組合 警防部参事兼次長兼警防課長	岡 田 光 司	
	枚方寝屋川消防組合 予防部次長兼予防指導課長	西 中 丈 児	
幹 事	枚方市 政策企画部次長兼都市戦略室長	福 岡 一 博	(H27. 4. 1～)
	枚方市 市民安全部次長兼危機管理室長	式 田 多 秀	
	寝屋川市 財務部次長(財政課・資産活用課担当)兼財政課長	杉 本 達 也	(H27. 7. 10～)
	寝屋川市 人・ふれあい部危機管理室長兼課長	林 竜 也	
	枚方寝屋川消防組合 総務部人事課長補佐	太 田 健 児	(H27. 4. 1～)
	枚方寝屋川消防組合 警防部救急課担当課長	赤 塚 敬 司	(H27. 4. 1～)
	枚方寝屋川消防組合 予防部次長兼保安対策課長	西 健 二	
	枚方消防署 警備課警備総括課長	伊 藤 高 博	
	枚方東消防署 警備課担当課長	澤 田 良 和	(H27. 4. 1～)
	寝屋川消防署 警備課担当課長	森 良 樹	
前 幹 事	枚方市 政策企画部次長	宮 垣 純 一	(～H27. 3. 31)
	枚方寝屋川消防組合 警防部警防課担当課長	竹 谷 博 昭	(～H27. 3. 31)
	枚方消防署 警備課担当課長	鴨 林 由 秀	(～H27. 3. 31)
	枚方東消防署 警備課長補佐	荒 木 富 雄	(～H27. 3. 31)
	寝屋川市 財務部次長(財政課・資産活用課担当)兼財政課長	田 中 英 年	(～H27. 7. 9)

＜第 4 次将来構想計画策定委員会幹事会の開催日＞

会 議	開 催 日
第 1 回幹事会	平成 26 年 12 月 17 日
第 2 回幹事会	平成 27 年 2 月 2 日
第 3 回幹事会	平成 27 年 3 月 23 日
第 4 回幹事会	平成 27 年 4 月 24 日
第 5 回幹事会	平成 27 年 5 月 22 日
第 6 回幹事会	平成 27 年 7 月 8 日
第 7 回幹事会	平成 27 年 8 月 18 日
第 8 回幹事会	平成 27 年 9 月 29 日
第 9 回幹事会（書面会議）	平成 27 年 10 月 15 日